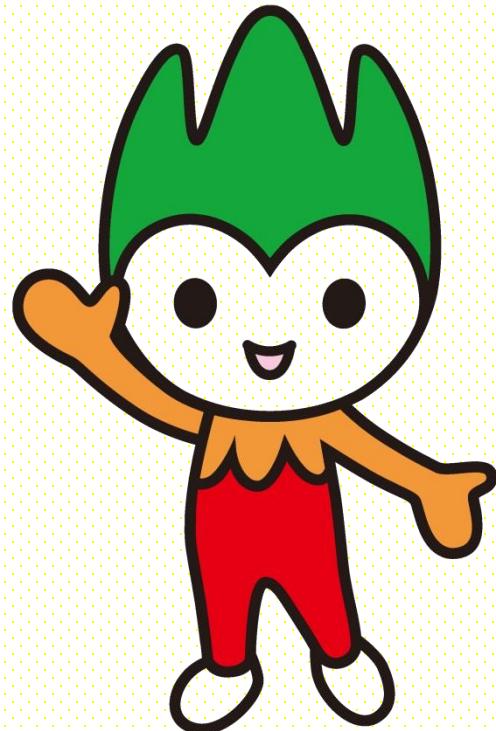


山口県ＰＲ本部長「ちよるる」
のイラスト・写真
利 用 の 手 引 き



山 口 県



ちよるるのイラストや写真を使用するには、 申請が必要です。

次の場合を除き、事前の申請により許可を得ることが必要です。

- 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に利用する場合
- 個人で楽しむ場合

※山口県内の行政機関が使用する場合（山口県内の学校が教育目的で使用する場合を含む）は届出となります。



提出する書類は次のとおりです。

行政以外

- ①申請書
 - ・販売する商品
 - ・販売する商品以外
- ②企画書（デザイン案等）
- ③申請者の概要が分かるもの
※パンフレット等でも大丈夫

山口県内の行政

- 学校（教育目的）

- ①届出

- ②企画書（デザイン案等）



申請書・届出書はeメール、郵送または持参により、提出してください。

提出先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室

メール : a16200@pref.yamaguchi.lg.jp

申請書はホームページからダウンロードできます。

H P

choruru.jp



検索

で「山口県PR本部長ちよるるオフィシャルサイト」に入った後、「ちよるるのデザイン申請」をクリックしてください。

御不明な点は、こちらまでお問い合わせください。

お問い合わせ

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室

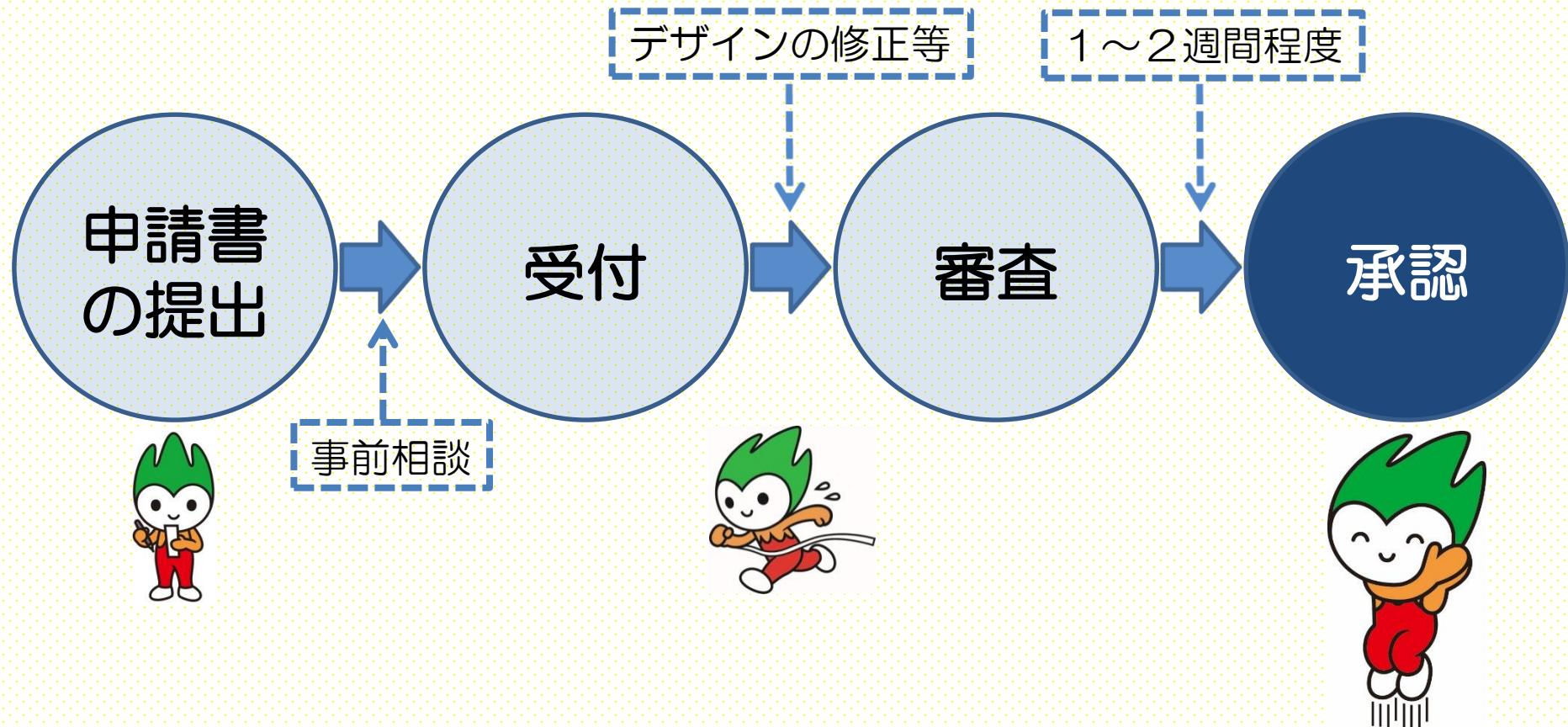
電 話 : 083-933-3170

メール : a16200@pref.yamaguchi.lg.jp



受付完了後、審査から使用承認まで1～2週間程度かかります。

※修正等が必要な場合は、1～2週間以上かかることがあります。
余裕を持ってお早めに提出願います。



ちよるるのイラストおよび写真には、著作権表示等を必ず付けてください。

使用承認を受けた物件には、山口県の著作権表示と承認番号を組み合わせて次のように表記してください。（承認番号は承認時にお示しします。）

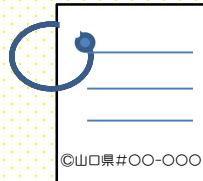
<販売する商品>



©山口県#〇〇-〇〇〇
著作権表示 承認番号

承認期間終了後
も販売を継続する
場合は、再度申請
が必要です。
再度申請の場合
は、「更新用」申
請書で申請してく
ださい。

(例)



タグ等に記載



パッケージ等に記載

<販売する商品以外>



©山口県

著作権表示



山口県PR本部長
ちよるる

名前の表示

販売する商品、販売する商品以外のどちらも、承認を受けた後に申請した内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

- <例>
- デザインを変更したい。
 - 申請時より数量が増えた。
 - 申請時の金額を変更したい。



※以前申請された物件と別の物件を申請される場合は、新規での申請が必要となります。（この場合、承認番号は前回と異なります。）

出来上がった完成品は、現物を郵送・持参してください。

- 商品等の場合は完成品を提出してください。
- ※完成品の提出が難しい場合は画像等で提出してください。
- ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。
- ※販売する商品については、「山口県PR本部長ちよるるオフィシャルサイト」の「ちよるるグッズ」に掲載することが可能です。
希望される方は、画像をご提供ください。



次の場合は、使用を承認できません。

- 山口県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。（承認不可の例：出会い系サイトへの掲載）
- 定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- 立体物及び動画で、その表現が「ちょるる」のイメージを損なうと認められるとき。
- そのほか、知事が不適當と認めるとき。



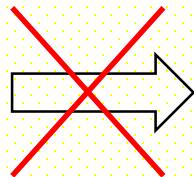
使用にあたっての留意事項

- 使用が違反していると認められるときは、当該承認を取り消します。
- 使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、山口県は一切の責任を負いません。
- 使用承認を受けたものが、使用によって、第三者に対する損害又は損失を与えた場合でも、山口県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、山口県は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようしてください。
- 使用承認は山口県が著作権を有する「ちょるる」のイラスト、写真を使用することを承認するものであり、利用承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。



デザインの使用基準

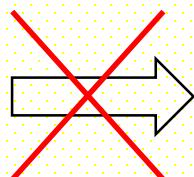
- ① 「ちゅるる」の大きさ（縦横比）、バランスを変えてはいけません。



太り過ぎ

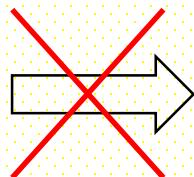


やせ過ぎ



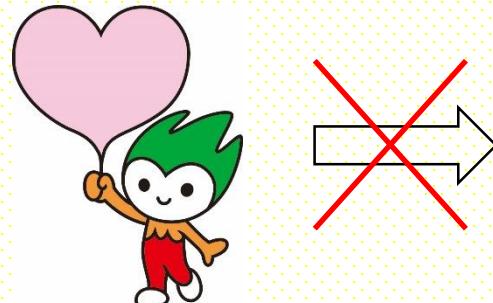
バランスの変更

- ② 「ちゅるる」の色を変えてはいけません。

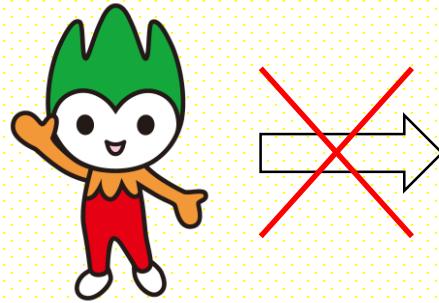


色の変更

③ 「ちょるる」に何かを書き加えたり、取り除いてはいけません。



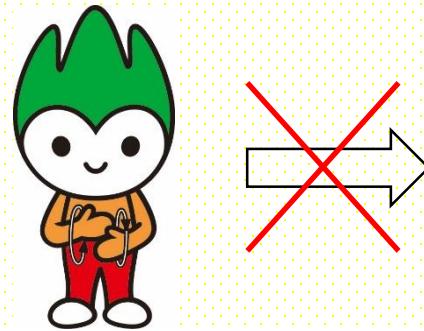
文字を加える



アクセサリー等を加える



何かを持たせる



デザインの一部を除く

④ 「ちよるる」はしゃべれないため、吹き出しが使用できません。



⑤ 「ちよるる」は特定の企業（団体）・商品等の応援はできません。

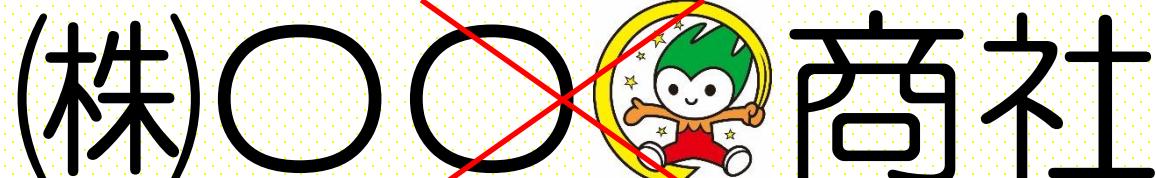


特定業者のキャラクター
に見える

ちよるるおススメ〇〇商品
ちよるる大好き〇〇〇商品



特定商品の名前
をおススメ



会社名等にちよるるを組み込む



CM、広告等について

① 写真の取扱いについて

個人で撮影された写真を利用し、個人で楽しむ範囲で利用する場合は、申請の必要はありません。

ただし、企業（団体）として不特定多数の方に閲覧してもらう目的で利用する等の場合は、申請が必要です。

（※個人で楽しむ例：個人のブログ、年賀状、名刺（個人）等）

② 承認を受けた商品の写真での使用について

承認を受けた商品を撮影し、その写真を広告等に掲載することは可能です。（写真の側に承認番号を記載してください。）

なお、ちよるるは個別商品の応援はできませんので、表現等に留意願います。（事前に御相談ください。）

また、希望されれば、商品画像を「山口県PR本部長ちよるるオフィシャルサイト」に掲載することが可能です。

③ 新聞・雑誌への写真掲載について

報道目的の場合、申請は不要ですが、新聞等への広告掲載や雑誌への掲載等は原則申請が必要です。（事前に御相談ください。）

Q & A

これまでに質問が多かった内容を掲載しています。

判断に迷われた場合は、ご相談ください。

Q1 ちょるるのイラストや写真を使用するのに料金が発生しますか。

A1 発生いたしません。

Q2 個人で名刺を作りたいのですが、申請が必要でしょうか。

A2 個人使用の範囲ですので、申請は不要です。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は申請が必要です。

Q3 子どもが「ちょるる」の絵を描きたいのですが申請が必要ですか。

A3 個人使用の範囲ですので、申請は不要です。

ただし、団体（〇〇高校美術部等）が大会やイベントのお出迎え用看板などで一般の方等に見てもらうことを目的とする場合は、申請が必要となります。様々なケースが考えられますので、御相談ください。

Q4 申請書の提出はeメールでも良いですか。

A4 申請書は、郵送または持参のほか、eメールによる提出も可能です。

eメールにより提出される場合は、申請書類一式をPDF等により添付し、以下のメールアドレス宛に送信してください。
(メール : a16200@pref.yamaguchi.lg.jp)

Q5 申請書の印鑑は何を使えばいいでしょうか。

A5 押印は「不要」です。

Q6 炬火（トーチ）を持ったちよるるは、使用できますか。

A6 炬火（トーチ）を持ったちよるるは、「おいでませ！ 山口国体・山口大会」のデザインのため、現在は使用できません。

Q7 デザインの画像データは、どのように入手できますか。

A7 申請時はHPで公開しているPDFから入手してデザイン案を作成してください。承認後、申請者様から御連絡いただきましたら、必要なデータ(ai、jpeg、pdfのいずれか)を送付いたします。

Q8 吹き出し等により、ちよるるに発言させることはできますか。

A8 ちよるるはしゃべれないため、吹き出し等を用いて発言させるようなデザイン使用は認められません。

Q9 商品名等にちよるるを使用できますか。

A9 可能です。ただし、ちよるるの商標を独占的に使用することはできませんので、他者が同一名称で申請することができます。

Q10 どのような場合、変更申請が必要となりますか。

A10 使用承認後、デザイン・数量・色・大きさ等が変更になった場合には、
変更申請が必要です。

ただし、完成品自体を変更させる場合は、新規申請となります。

また、使用期間につきましては、変更申請できません。

Q11 販売する商品に承認番号を掲載しています。1年経過後も販売する場合、全ての番号を変更する必要がありますか。

A11 「更新用」の申請書を使用し、通常申請書類に加え、既に交付済の承認書の写しを添付して申請してください。

既に交付済の承認書番号も使用できる内容の承認書を発行します。

Q12 使用期間に制限はありますか。

A12 使用承認書に記載している期間です。

なお、使用期間は1年以内となっております。

Q13 承認を受けた商品の写真を使用することはできますか。

A13 商品の写真をチラシ等に使用することは可能です。

その場合、写真の側に山口県の著作権表示及び承認番号を記載してください。
(©山口県#〇〇-〇〇〇)

Q14 県が提供しているちよるるのデザインを変更させることはできますか。

A14 HPに掲載されているのデザインのみ、使用可能です。

ちよるるに自社商品を持たせたり、ちよるるの体に文字や写真等をかぶせたり、衣装を着せることはできません。

Q15 企業内の資料にちよるるを使用する場合、申請が必要ですか。

A15 企業内で協議資料等に使用する場合は、申請は不要です。